

報告第4号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年9月21日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
平成24年4月11日	1,500,000円	足立区本木東 在住者	平成20年9月11日午前10時頃、足立区立本木小学校校庭で、体育の授業でキックベースを行っていた際、ベースとサッカーゴールとの距離を十分に取らなかったため、ベース付近で転倒した児童がサッカーゴール支柱に顔面をぶつけ、前歯2本を欠損する傷害を負った。
平成24年7月3日	1,294,318円	足立区鹿浜在 住者	平成24年2月16日午後8時30分頃、区の管理する道路上で、相手方の運転するバイクが舗装のへこみのためにジャンプしハンドルを取られ転倒し、相手方は左手親指骨折の傷害を負い、及び物損を被った。